

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	信越化学工業株式会社			コード	4063		
提出日	2021/5/31		異動（予定）日	2021/6/29			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 現社外監査役の福井 琢氏は、定時株主総会終結のときをもって退任となります。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	フランク・ピーター・ボボフ	社外取締役	○													○	有
2	宮崎 賀	社外取締役	○													○	有
3	福井俊彦	社外取締役	○													○	有
4	小宮山 宏	社外取締役	○													○	有
5	中村邦晴	社外取締役	○												△		有
6	小坂義人	社外監査役	○													○	有
7	永野紀吉	社外監査役	○													○	有
8	加々美 光子	社外監査役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		フランク・ピーター・ボボフ氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役への就任以降、米国旧ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた経営経験を活かした大所高所からの意見と具体的な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
2		宮崎 賀氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役への就任以降、三菱倉庫（株）での経営経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
3		福井俊彦氏を独立役員に指定した理由は、日本銀行総裁等を歴任した同氏は、社外取締役への就任以降、世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
4		小宮山 宏氏を独立役員に指定した理由は、東京大学総長等を歴任した同氏は、社外取締役への就任以降、化学工学のほか地球環境や資源・エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
5	住友商事（株）は、当社の取引先であります。その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、同氏の取締役としての職務や独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	中村邦晴氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役への就任以降、住友商事（株）での経営経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
6		小坂義人氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外監査役への就任以降、公認会計士・税理士としての専門的な見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
7		永野紀吉氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外監査役への就任以降、旧(株)ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
8		加々美光子氏を独立役員に指定した理由は、同氏は弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、法律家としての専門的な見地から社外監査役の職務を遂行し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献できるものと判断されることによります。また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

4. 補足説明

<p>当社は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準に加え、下記の当社社外役員の独立性基準の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しています。</p> <p>〈社外役員の独立性基準〉</p> <p>以下に掲げる事項に該当しない者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社及び当社の子会社、関連会社の業務執行者（取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）又は業務執行者であった者 2. 当社が主要株主である法人等の業務執行者 3. 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の業務執行者 4. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者） 5. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者 6. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等である場合は、当該法人等に所属する者） 7. 当社から多額の寄附を受け取っている者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者） 8. 最近において上記2. から7. のいずれかに該当していた者 9. 以下の各号に掲げる者（重要な者^(注)に限る。）の二親等以内の親族 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社及び当社の子会社、関連会社の業務執行者 (2) 上記2. から7. に掲げる者 (3) 最近において上記(1) 及び(2) に該当していた者 <p>(注) 「重要な者」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務執行者の場合、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。 ②監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。